■高度利用地区計画図

壁面の位置の制限
（立体壁面部分）
壁面線※：区画道路２号沿道
図中の＝　＝部分
GL+12m以上
壁面後退距離
２ｍ
GL+12m未満
壁面後退距離
３ｍ
GL
（道路）　（建築敷地）
（敷地境界線）
日の出橋
Bゾーン
区画道路2号
Aゾーン
目黒川
合流点遊び場
区画道路3号
蛇崩川(緑道)
東急東横線
中目黒駅
宝来橋
Dゾーン
目黒川(河川管理用通路)
区画道路4号
都市計画道路
環状第6号線(山手通り)
区画道路1号
Cゾーン
首樹橋
都市計画道路
補助第5号線(駒沢通り)
中目黒陸橋
壁面線
壁面線※
2m
3m
8m
6.5m
4m
2m
2m
2m
47m
24m
12.5m
11.5m
54m
5m
17.5m
35m
5m
2m
3.5m
6m
4m
4m
27m
13.5m
凡　例
高度利用地区(約 1.4ha)
壁面の位置の制限
高度利用地区区域間境界
N
0　10　20　30　50m